

婦人相談員の役割と活動における歴史的展開過程と課題

—婦人相談員の役割ストレスに焦点をあてて—

○ 東京都立大学 井上 久美子 (009815)

キーワード： 婦人相談員，専門職人材育成，役割ストレス

1. 研究目的

本研究の目的は、婦人保護制度創設以降 60 年余りにわたる婦人相談員の役割と活動の歴史的な展開過程を役割ストレスに焦点をあてて紐解きつつ、婦人相談員の人材育成上の課題について、どのような課題が何により解決され、また解決に至らない課題はなぜ問題として残っているのか、その理由を明らかにすることである。さらにこれらを踏まえ、婦人相談員に求められる専門性の向上や役割ストレスの軽減に資する人材育成のあり方を考察することである。

2. 研究の視点および方法

研究方法は、婦人相談員の役割と活動の歴史的展開について、1959 年の売春防止法施行時、1965 年の地方自治法の一部改正による福祉行政の区移管の時期、2001 年DV防止法施行時以降の時期の 3 つに時代を区分し、それぞれの時代における婦人相談員の課題について、歴史研究の方法に基づき史資料分析による文献研究を行う。主には厚生省や東京都等が発行した資料や、婦人相談員による手記など資料・文献により事例を検討し、その他関連する資料を用いて補足した。

3. 倫理的配慮

本研究は、日本社会福祉学会研究倫理規程に基づき配慮した。

4. 研究結果

1956 年 5 月 24 日、売春防止法が公布され、1957 年 4 月 1 日から一部施行となった同年 10 月 1 日、厚生省では 8 大道府県に婦人相談所を設置、468 人の婦人相談員を配置した。その役割は、アウトリーチによる売春女性（要保護女子）の発見・相談・指導・保護更生、更生への支援（再就職の支援、結婚時の支度、性病治療）、ヤクザ（暴力団など）やヒモからの避難の援助や保護が主なものとなっていた。第一期には、「相談員の互助体制」が求められ、制度創設まもなくから婦人相談員自身の働きかけによって、全国婦人相談員連絡協議会が発足、職能団体として研修を主催し、また国に対する制度改善の要求等に取り組んだことから、役割ストレスの緩和において一定の役割を果たしたと考えられ、概ね解決に至

った。婦人相談員の配置初期から、「増加する役割に対応できる人員および予算の確保」、「身分の安定」、「任用資格要件の確立」、「ソーシャルワーク経験者の任用」、「女性の権利やジェンダーの視点にたつ支援者の育成」、「専門性の明確化」、「未経験者の研修方法の開発」、「SV・身近な指導者の配置と育成」、「地域団体・住民による支えと連携」、「婦人相談員の社会的・組織的理解と普及」という課題が生じていた。第二期では、「すべての区市への配置促進」、「兼務・ローテーションのメリット・デメリットの明確化」という課題が生じていた。第三期には、「地域特性に応じた配置」、「地域特性に応じた人材育成とメンタルケア」、「若年女性・精神疾患等の課題がある女性への支援スキルの獲得」という課題があるが、これらは未だ解決に至っていない。その理由として、当初、売春防止法に基づく要保護女子の保護・更生は、売春婦の相談にのるのは地域の名士の家庭婦人が適役とされ、非常勤で対応し続けてきたことや、第二期では、売春女性の相談よりも女性の離婚についての相談が多くを占めていたことなどにより職務に対する社会的・組織的な理解が深まらなかったこと、DV防止法の施行後にDV被害女性の支援を担う専門職という認識がなされてきているものの、近年においても、専門性の議論は不十分であり、「専門性は必要」と多く指摘されながらも、具体的な専門性は明らかにされてこなかったことが理由として挙げられる。また、基礎自治体において、異動を前提としたメンバーシップ型である日本の公務員人事制度の下では、専門職員を正規の定数内職員として採用する余裕がないことが、婦人相談員においても非常勤が8割にのぼる背景と考えられる。

5. 考察

婦人相談員の自助努力による「全国婦人相談員連絡協議会」のネットワークがさらに広がり、婦人相談員の社会的理解と普及に取り組まれることは必要ではある。しかし、自助努力のみに負うことなく、制度として取り組むべきことは、婦人相談員の「専門性」の議論を深め、具体的に明らかにし、人材育成の体系化を図ること。また、それに基づき任用資格を法定として常勤化をはかること、関連部署間での人事ローテーションや、区市間や都道府県との人事交流によるスキルアップが可能となるような人事制度が挙げられる。さらに、上司（管理職）が理解を深め、適切なマネジメントが可能となるための研修が実施されることにより、組織的な取り組みとして、組織内外での婦人相談員業務に対する理解を深めることが婦人相談員の役割ストレスの緩和に寄与することが考えられる。

なお、女性の支援に関わる新たな法律が令和6年4月1日施行に向けて動きをみせている。多様な困難を抱える女性の支援が法定化されることで、若年女性の支援や、民間団体との連携等が規定された。しかし、第一線である婦人相談員が待遇や人材育成面で直面してきた課題は、「女性支援相談員」となってもその多くが依然として残されている。